

第五次国土利用計画(長野県計画)骨子(案)

- 第1 県土の利用に関する基本構想
- 第2 県土の利用区分ごとの規模の目標
及びその地域別の概要(別冊) 資料3
- 第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

平成28年1月

長野県企画振興部 地域振興課

1 国土利用計画（長野県計画）の構成

◎はじめに ⇒ 「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

- 基本理念
- 県土の特性
- 県土利用をめぐる基本的条件の変化
- 本計画が取り組むべき課題
- 県土利用の基本方針

2 地域類型別の県土利用の基本方向

- 都市
- 農山村
- 自然維持地域

3 利用区分別の県土利用の基本方向

- 農地 ○ 森林 ○ 原野等
- 水面・河川・水路
- 道路（一般道路、農道及び林道）
- 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）
- その他（上記利用区分以外の土地利用）
（公用・公共用施設の用地、低・未利用地）

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標

2 地域別の概要 ※東信・南信・中信・北信

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 土地利用関連法制等の適切な運用

2 県土の保全と安全性の確保

3 持続可能な県土の管理

4 自然環境の保全・再生・活用と 生物多様性の確保

5 土地の有効利用の促進

6 土地利用転換の適正化

7 県土に関する調査の推進

8 計画の効果的な推進

9 県土の県民的経営の推進

10 長野県の視点

◎おわりに

2 県土利用をめぐる変化・取り組むべき課題

◆ 県土利用をめぐる変化

本格的な人口減少社会の到来

- 土地需要の減少
- 県土管理水準の低下、
非効率的な土地利用の増加

自然環境等の悪化

- 自然環境や美しい景観等の悪化
- 自然の持つ多様な機能の
再評価と活用の重要性の増大

相次ぐ自然災害の経験

- 安全・安心への県民意識の高まり
- より安全で持続可能な
県土利用の実現の重要性の増大

◆ 取り組むべき課題

県土管理水準の 維持及び向上

- 適切な利用と管理を通じ県土
を荒廃させない取組の推進
- 土地の有効利用・
高度利用の推進

自然環境と 美しい景観等の再生

- 良好な自然環境や
生物多様性の再生
- 景観等の保全・再生・創出
- 自然環境と調和した持続可能
で豊かな暮らしの実現

災害に強い県土の構築

- 安全を優先的に考慮する
県土利用への転換
- 県土強靱化の取組

【3つの基本方針】

①

適切な県土管理を
実現する県土利用

②

自然環境・
美しい景観等を
保全・再生・活用
する県土利用

③

安全・安心を実現
する県土利用

県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用

3(1) 県土利用の基本方針 その①

◆ 適切な県土管理の実現の視点からの状況の変化

本格的な人口減少社会の到来

土地需要の減少

県土管理水準の低下、
非効率的な土地利用の増加

- 中心市街地の空洞化
- 農地、森林の管理水準の低下
- 水循環への影響
- 所有者の把握が困難な土地の増加

人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

適切な利用と管理を通じ
県土を荒廃させない取組の推進

土地の有効利用・高度利用の推進

基本方針① 「適切な県土管理を実現する県土利用」

【都市的土地利用】

- 都市機能や居住の集約
- 低・未利用地や空き家の有効活用
- 地域をネットワークで結ぶ取組

【農林業的土地利用】

- 優良農地の確保と良好な管理
- 担い手への農地集積・集約による荒廃農地の発生防止と効率的利用
- 森林の適正な整備と保全

【水循環の維持等】

- 都市や農地、森林等、流域の一体的な管理

【再生可能エネルギー 関連施設の適正な設置】

- 大規模太陽光発電施設等の適正な設置

【慎重かつ計画的な 土地利用転換】

- 慎重な配慮の下、計画的な土地利用転換の実施

3(2) 県土利用の基本方針 その②

◆ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用の視点からの状況の変化

自然環境等の悪化

自然環境や美しい景観等の悪化

自然の持つ多様な機能の
再評価と活用の重要性の増大

- 里地里山の自然や景観の悪化
- 野生鳥獣被害の深刻化
- 自然資源の利活用の知恵や技術の喪失の懸念



地域における持続可能で豊かな生活の基盤としての自然の再生・保全・活用が重要

良好な自然環境や
生物多様性の再生

景観等の保全・再生・創出

自然環境と調和した
持続可能で豊かな暮らしの実現



基本方針② 「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」

【自然環境・美しい自然等の保全・再生・活用】

- ・ 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を核とした生態系ネットワークの形成

【自然環境の活用】

- ・ グリーンインフラの取組の推進
- ・ 再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用
- ・ 自然資源、豊かな環境や伝統・文化を生かした観光や産品等を通じた地域間の対流の促進

【個性ある美しい景観の保全・再生・創出】

- ・ 美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間など個性ある景観の保全等
- ・ これらを活用した地域づくり

【健全な水循環の維持・回復】

- ・ 健全な水循環を維持・回復する取組の推進

【生物多様性の確保と人間活動の調和】

- ・ 外来種対策や野生鳥獣被害対策の推進等

3(3) 県土利用の基本方針 その③

◆ 安全・安心を実現する視点からの状況の変化

相次ぐ自然災害の経験

安全・安心への県民意識の高まり

より安全で持続可能な
県土利用の実現の重要性の増大

- 災害を受けやすい複雑な地形・地質
- 震災や降雨災害の頻発
- 短時間強雨の増加が予測される

中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することが重要

安全を優先的に考慮する
県土利用への転換

県土強靱化の取組

基本方針③ 「安全・安心を実現する県土利用」

【防災・減災対策の推進】

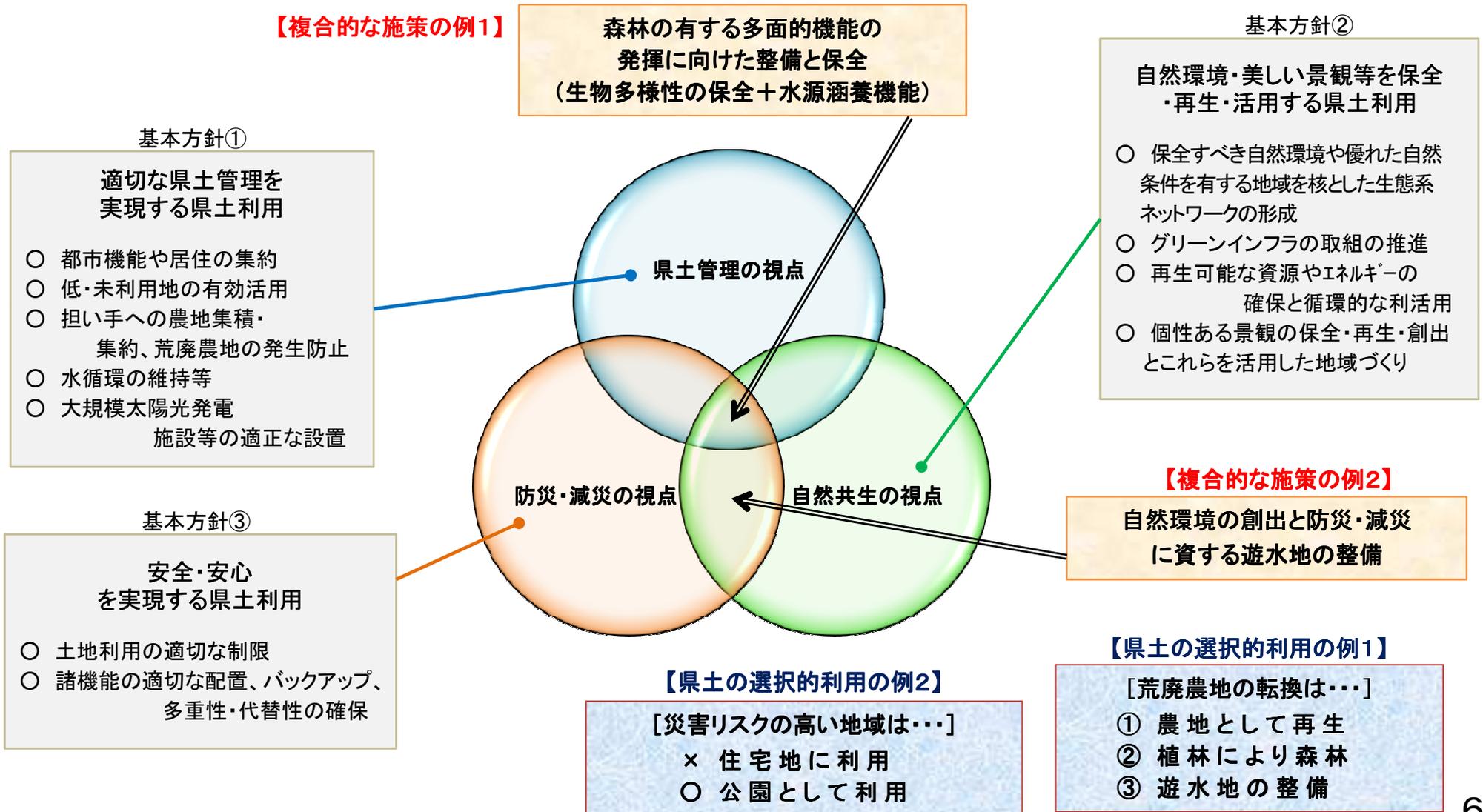
- ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災
- 災害リスクの把握・周知と、土地利用の適切な制限
- 中長期的に、より安全な地域へ居住を誘導する取組の推進

【災害に強い県土の構築】

- 諸機能の適切な配置やバックアップ、多重性・代替性の確保
- 被害拡大防止や復旧復興の備えとしての
オープンスペースの確保
- 農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上

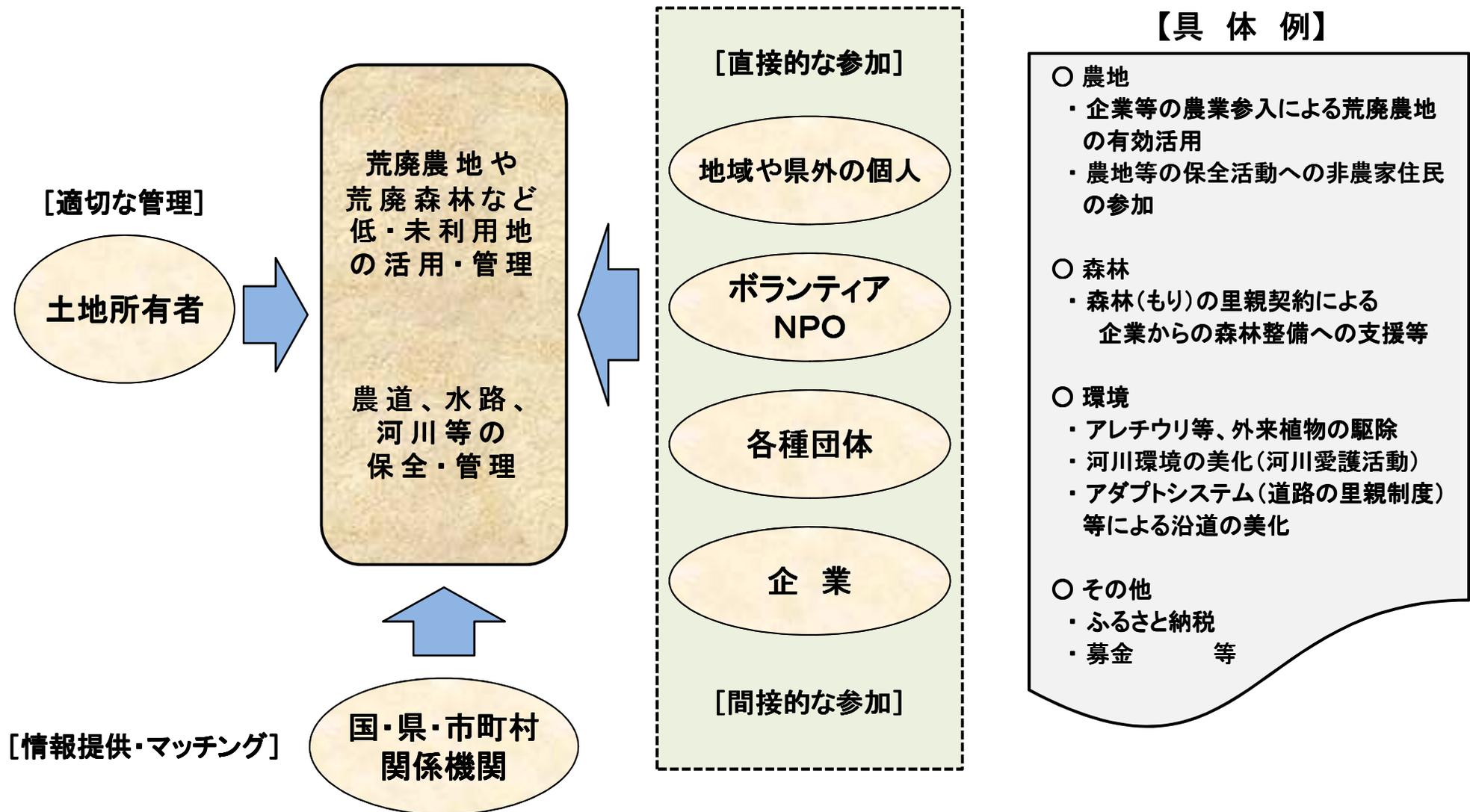
4(1) 基本方針の効果的推進のための取組 その①

◆取組① < 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 >



4(2) 基本方針の効果的推進のための取組 その②

◆取組② < 多様な主体による県土の県民的経営 >



5(1) 地域類型別の県土利用の基本方針

◎地域類型とは

【都市】

人々が密集して生活・生産活動をしている地域(市街地)

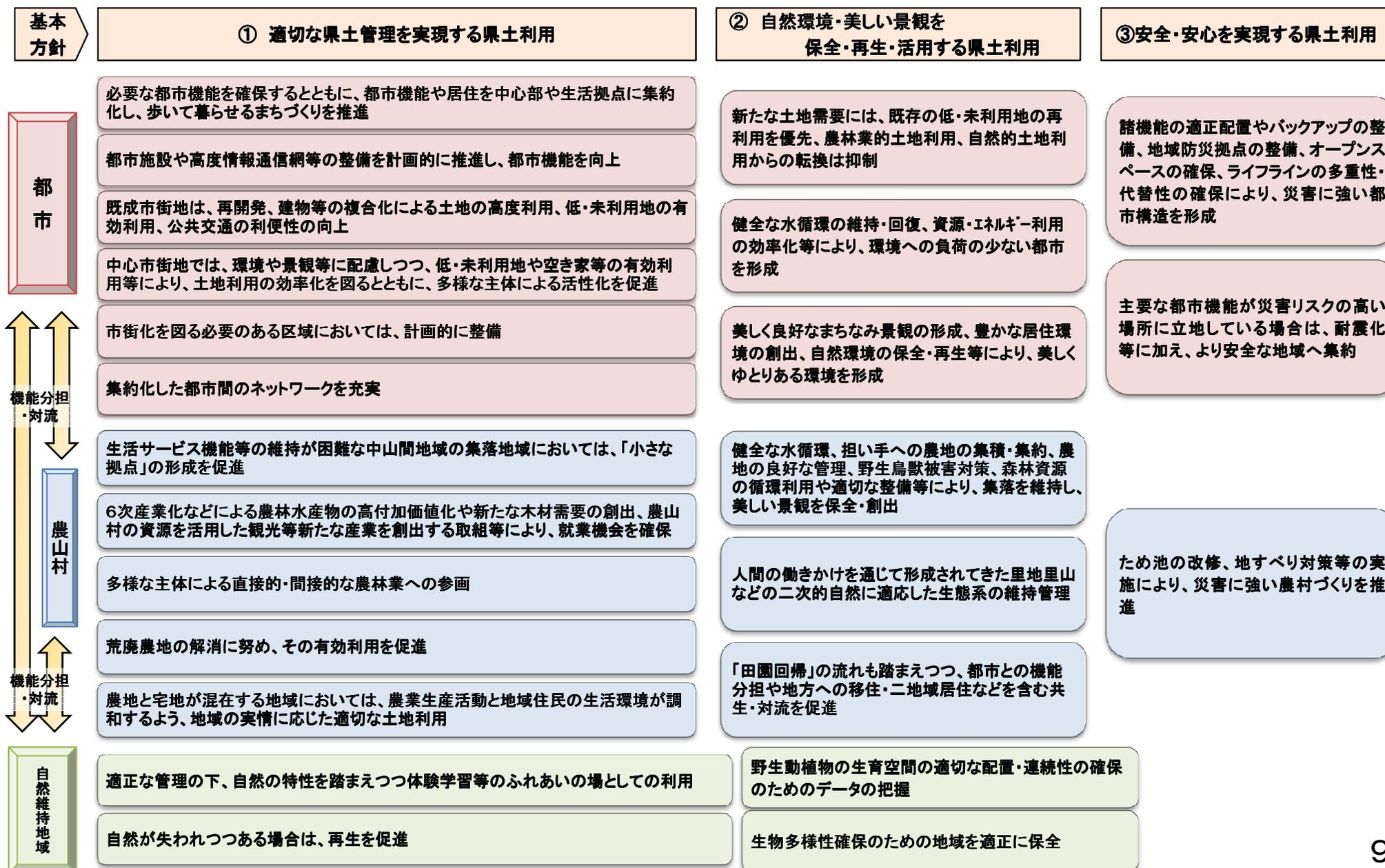
【農山村】

自然的地域のうち、農林業による影響が強い地域及び住宅が密集している集落

【自然維持地域】

人為的影響が弱く、自然が維持されてきた地域で、自然が優れている地域

5(2) 地域類型別の県土利用の基本方針



6(1) 利用区分別の県土利用の基本方針

◎利用区分

【農地】

耕作の目的に供されている土地
畦畔を含む

【森林】

国有林と民有林
林道は含まない

【原野等】

森林以外の草生地
採草放牧地

【水面・河川・水路】

湖沼及びため池
河川、農業用水路

【道路】

一般道路
農道及び林道

【住宅地】

住宅用地

【工業用地】

従業員10人以上の事務所の
敷地

【その他の宅地】

商業業務用地
官公庁用地 等

【その他】

文教施設、公園緑地、交通施設、
ゴルフ場、市街地の空き地、荒
廃農地 等

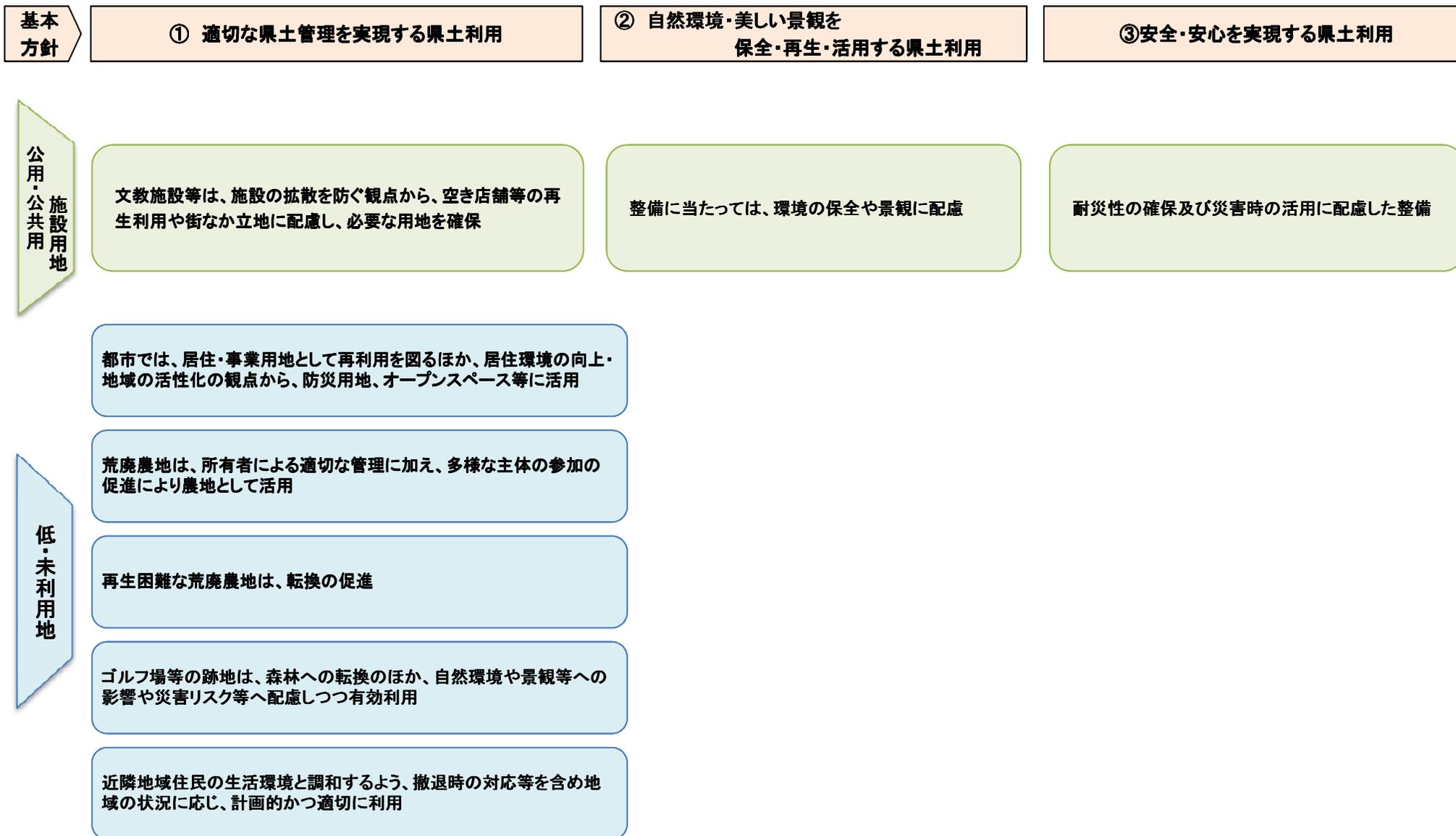
6(2) 利用区分別の県土利用の基本方針

基本方針	① 適切な県土管理を実現する県土利用	② 自然環境・美しい景観を 保全・再生・活用する県土利用	③安全・安心を実現する県土利用
農地	<p>農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地利用の集積・集約を推進</p> <p>担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動に支援し、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用</p>	<p>化学肥料や化学合成農薬に過度に依存しない環境への負荷の低減に配慮した農業生産</p>	<p>食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保</p> <p>県土保全・自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮</p>
森林	<p>森林の整備・保全への多様な主体の直接的・間接的な参加の促進</p> <p>主伐と植栽等による適切な更新を進め、持続的な森林資源の利用と森林の保全</p>	<p>都市とその周辺の森林は、積極的に緑地としての保全と整備</p> <p>農山村集落周辺の森林は、適正利用を図るとともに、野生鳥獣とのすみ分けを促進する緩衝帯の整備</p> <p>原生的又は希少野生動植物が生息・生育する森林及び重要な水源地帯の森林は、適正な維持管理</p>	<p>森林の持つ多面的機能を総合的に発揮する持続可能な森林経営に向け、間伐等により、多様で健全な森林の整備と保全</p>
原野等	<p>原野及び採草放牧地は、地域の自然環境を形成する機能に配慮した適正な利用</p>	<p>貴重な自然環境を形成している原野は、生態系・景観等の観点から保全</p> <p>自然が失われつつある場合は再生を促進</p>	<p>危険性がある区域における、ハード整備のための必要な用地の確保</p> <p>水位情報等の提供、ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等のソフト対策を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策の推進</p>
水面・河川・水路	<p>施設の適時・適切な維持管理及び補修・更新により、既存用地の持続的な利用</p>	<p>整備に当たっては、自然環境の保全・再生に配慮</p>	<p>危険性がある区域における、ハード整備のための必要な用地の確保</p> <p>水位情報等の提供、ハザードマップの作成、土砂災害警戒区域等のソフト対策を実施し、ハードとソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策の推進</p>

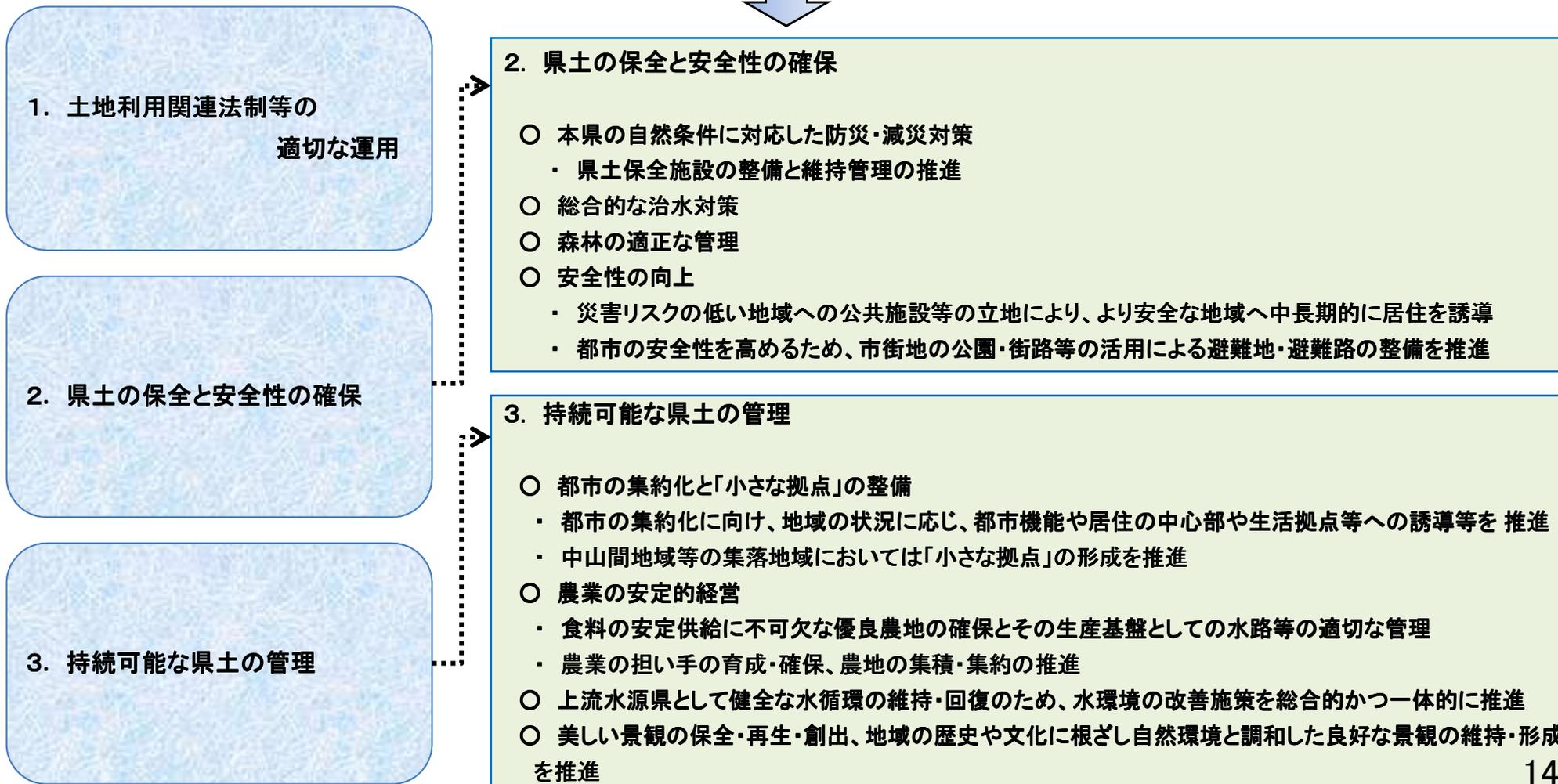
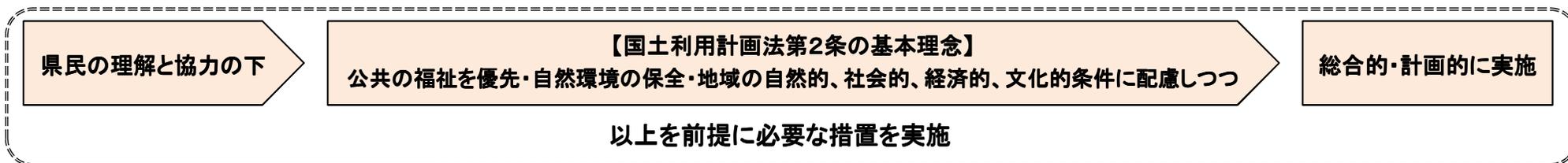
6(3) 利用区分別の県土利用の基本方針

基本方針	① 適切な県土管理を実現する県土利用	② 自然環境・美しい景観を 保全・再生・活用する県土利用	③ 安全・安心を実現する県土利用
一般道路	<p>県内外各地の対流を促進し、県土の有効利用や地域の暮らしや産業を支える基盤整備を進めるための必要な用地の確保</p> <p>適切な維持管理・更新を通じて、既存用地を有効利用</p>	<p>市街地では、良好な沿道環境の保全と整備</p> <p>整備に当たっては、生活環境や自然環境に配慮</p>	<p>経済を支える幹線道路網、暮らしを支える生活道路、災害に強い道路の整備を推進</p>
農道・林道	<p>農林業の生産性の向上・農地や森林の適正な管理・農山村の生活環境の改善のため必要な用地を確保</p> <p>適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用</p>	<p>整備に当たっては、自然環境の保全に配慮</p>	
住宅地	<p>長期にわたり使用できる住宅の普及促進</p> <p>良好な住環境の形成に必要な用地の確保</p> <p>都市では、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用による良質な住宅地の供給</p>	<p>耐震・環境性能を含めた既存ストックの質の向上</p>	<p>都市では、オープンスペースの確保による安全性の向上</p>
工業用地	<p>産業集積を進める上で必要な用地の確保</p> <p>工場と住宅が混在する地域では、計画的に工場を再配置</p> <p>低・未利用地の有効利用</p>	<p>用地確保に当たっては、環境の保全等に配慮</p> <p>工場跡地は、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、有効利用</p>	
その他の宅地	<p>低・未利用地の有効利用</p> <p>大規模集客施設は、広域的な影響や、景観との調和等を踏まえ、地域の判断を反映した適正な立地に配慮</p>		<p>庁舎等は、建て替えなどの機会をとらえ、災害リスクに配慮し、中心部等での立地の促進により、より安全な地域へ市街地を集約化</p>

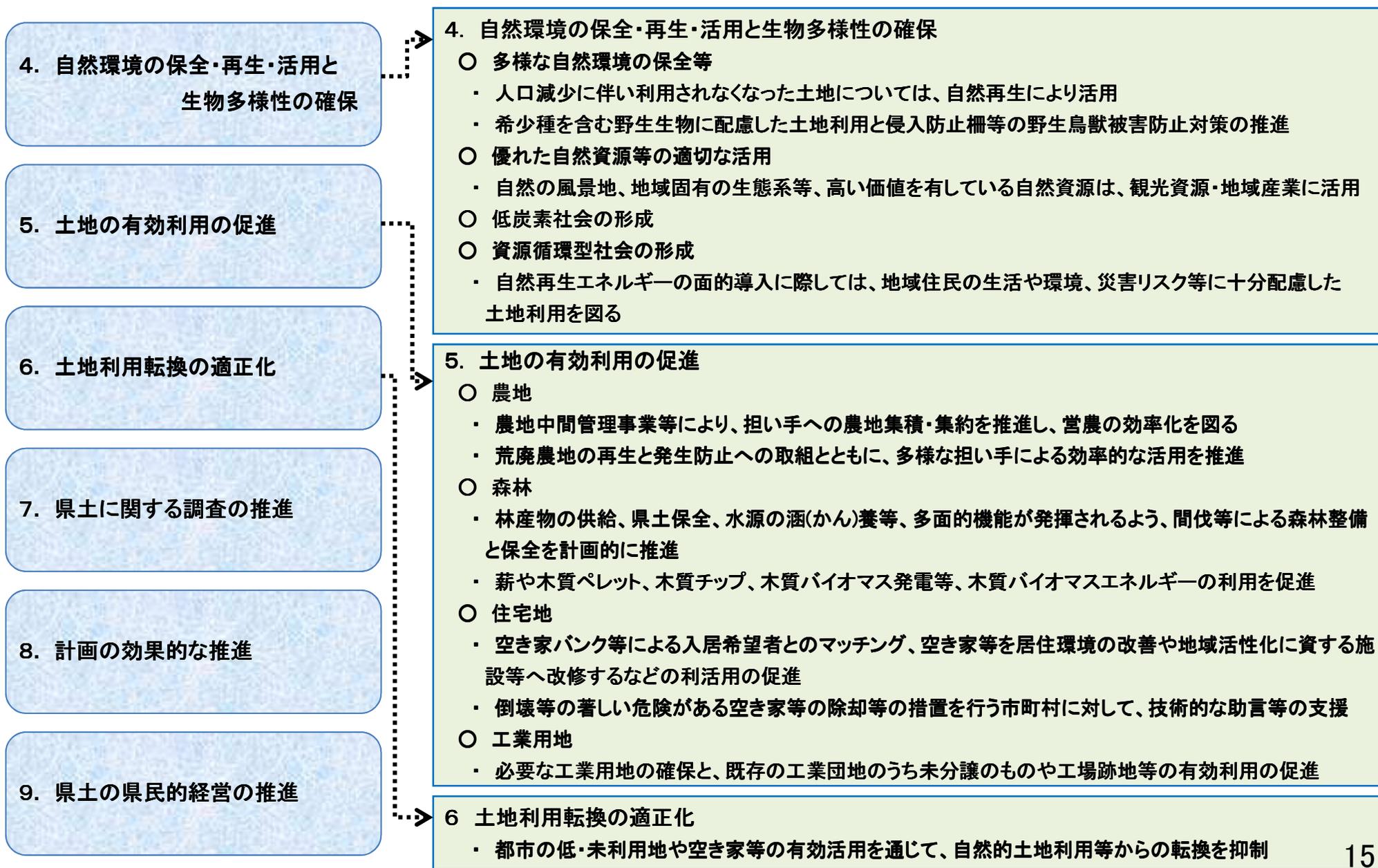
6(4) 利用区分別の県土利用の基本方針



7(1) 必要な措置の概要



7(2) 必要な措置の概要



8 長野県の視点

現行の「第四次計画」が策定された平成21年3月以降、社会情勢は予想を超えて変化

「第五次計画」期間中の変化を想定した計画づくりの必要

全国的な変化に加え、本県独特の変化も考慮する必要

現在、顕在化しつつある本県の特徴的な状況等に着目し、その方向性を示し、より適切な県土利用を図る。

移住・定住人口の拡大に
つながる県土利用

- 空き家バンク等によるマッチング
- 既存施設によるお試し移住、滞在型
市民農園の活用
- 農ある暮らしを応援する県土利用

リニア新時代にふさわしい
地域の発展を支える県土利用

- リニア新駅周辺の再開発
- リニア関連道路整備
- 既存の交通システムとの連携

再生可能エネルギー関連施設の
適正な設置

- 大規模太陽光発電施設の適正な設置
- 森林資源の循環的な利活用

豊かな水を将来に引き継ぐ

上流水源県としての役割